

山口県立山口博物館広告掲出募集要項

県では、県資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っております。

については、山口県立山口博物館内へ掲出する広告を次のとおり募集します。

1 掲出場所等

- (1) 所在地 山口市春日町8-2
- (2) 掲出施設及び場所 山口県立山口博物館 1階エントランス壁面
- (3) 開館日及び時間
火曜日～日曜日及び祝日 9時～16時30分
ただし、毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）、館内燻蒸期間、館内停電期間、12月28日～1月4日は閉館します。
- (4) 来館者数
26,980人（令和5年度実績）

2 広告媒体

山口県立山口博物館内壁面の広告掲示板（広告掲示板は県が設置します。）

3 広告の規格

B2判縦（縦728mm×横515mm）以内

4 募集枠数

2枠

5 広告掲出期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

※広告内容は1か月単位で変更可能です。

6 広告料

- (1) 8,000円／月を最低価格として、申込者が提示してください。（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 広告の申し込み期間は3ヶ月以上とし、月単位でお申し込みください。
※広告原稿等の作成に要する経費は、広告掲出者の負担となります。
※別途、行政財産使用料269円程度／月（消費税及び地方消費税を含む）が必要となります。

7 募集方法等

- (1) 募集期間
令和7年1月29日（水）から2月12日（水）午後5時まで
- (2) 申込方法
山口県立山口博物館広告掲出申込書（様式1）に記入のうえ、必要書類を添えて山口県立山口博物館総務課まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は令和7年2月12日（水）必着とします。

(3) 広告掲出者の決定方法

山口県広告掲載基準第3条に基づき、広告の掲出が適当であると認めた者のうち、申込額が高い方から順に広告掲出者に決定します。

※同額での申込者が2者以上あり、募集枠を超えるときは、くじにより広告掲出者を決定します。

※広告掲出者を決定したときは、各申込者に掲出又は不掲出の旨を通知します。

8 広告内容の審査

広告内容について、事前に審査を行いますので、山口県立山口博物館広告掲出承認願（様式2）と広告原稿を、指定する日までに山口県立山口博物館総務課まで提出してください。

※審査後、掲出の可否についての結果を通知します。

※審査の結果、広告内容の修正を指示する場合があります。

9 掲出できない広告

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの（選挙に係るものを含む）
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成及び風致を害するおそれのあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号で掲げるもののほか、県資産に掲載する広告として適当でないと認められるもの

※詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

10 広告料等の納入

広告料及び行政財産使用料を県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入してください。

11 問い合わせ先

〒753-0073

山口市春日町8-2

山口県立山口博物館 総務課

TEL：083-922-0294

FAX：083-922-0353